

利用者ごとの申請可能な手続



：申請できます

：条件に該当している場合に申請できます

×：申請できません

	在留資格認定 証明書交付申請	在留資格変更 許可申請	在留期間更新 許可申請	在留資格取得 許可申請	就労資格証明書 交付申請	資格外活動 許可申請	再入国許可 申請
外国人本人	1			1			
法定代理人 (親権者、未成年後見人、 成年後見人)							
親族 配偶者・子・父又は母	2	3	3	3	×	×	3
弁護士・行政書士							

(1) 申請を希望される方は、事前に地方出入国在留管理官署にお問い合わせください。

(2) 以下の在留資格を希望する方の配偶者・子・父又は母が本邦に居住している場合に限り申請できます。

在留資格	活動内容
留学	大学(大学院を含む)、短期大学、高等専門学校、専修学校の専門課程、高等学校、中学校、小学校、日本語教育機関等の学生・生徒
家族滞在	在留外国人の扶養を受ける配偶者、子
特定活動	告示7号(アマチュアスポーツ選手の家族) 告示18号、19号、23号、24号、30号、31号(EPA看護師・介護福祉士の家族) 告示33号、34号(高度専門職の家族) 告示38号、39号(特定研究活動の家族) 告示47号(本邦大学卒業者の家族)
日本人の配偶者等	日本人の配偶者、特別養子、日本人の子として出生した者
永住者の配偶者等	永住者・特別永住者の配偶者、永住者・特別永住者の子として本邦で出生し引き続き在留している者
定住者	第三国定住難民、日系3世、日系4世、中国残留邦人等

になっている手続については、
左の注意書きを見て、申請できる
か確認してください。



オンラインによる在留手続に関する
マスコットキャラクター
「らすっぴ」

(3) 手続の対象となる方が、16歳未満の場合又は疾病その他の事由により自ら申請できない場合に限り、申請できます。